

令和3年10月20日

お客さま各位

株式会社 香川県建築住宅センター

検査手数料の一部改定のお知らせ

平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

弊社におきましては、低価格かつ適正・迅速なサービスに努めてまいりましたが、中間検査・完了検査の一部業務量の増加により、検査手数料の一部改定を行わせていただきます。

今後も、より一層のサービス向上に努めてまいりますので、引き続きご利用賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 改定日

令和3年11月1日以降の実施分（10月29日までの引受分）より適用

2. 改定手数料

次表のとおり（手数料は非課税です。）

※ なお、今回の改定から、他社にて確認申請または中間検査を行い、当社で中間検査または完了検査を受ける場合、各検査の手数料に床面積に応じて別途金額を加算します。

また、省エネ適合判定対象建築物について、完了検査手数料、軽微な変更がある場合の完了検査手数料も別途金額を加算します。

○建築確認・検査手数料

(円)

床面積		確認申請 ※1 ※2		中間検査 ※4 ※5	完了検査 ※4 ※5	計画変更 ※1 ※6
			型式認定※3			
30 m ² 以下	基本	9,000	8,000	—	14,000	9,000
	構造計算※7 ありの加算	5,000	—			3,000
30 m ² 超 100 m ² 以下	基本	15,000	13,000	—	18,000	9,000
	構造計算※7 ありの加算	8,000	—			5,000
100 m ² 超 200 m ² 以下	基本	22,000	19,000	24,000	24,000	9,000
	構造計算※7 ありの加算	11,000	—	注 12,000※8		7,000
200 m ² 超	基本	30,000	26,000	32,000	32,000	9,000
	構造計算※7 ありの加算	15,000	—	注 16,000※8		9,000
性能評価同時 申請の場合※9		上記基本額の半額				
昇降機		14,000		—	18,000	9,000

※1 天空率算定がある場合（計画変更含む）の確認申請手数料は、上表に **9,000 円**加算します。

※2 既存建築物に増築する場合（一棟の増築に限る）の確認申請手数料は、既存部分の床面積の1/2を増築部分の床面積に加算して算定します。

※3 型式適合認定・型式部材等製造者認証を受けている場合の確認申請手数料です。

※4 島嶼部の中間・完了検査手数料は、上表に **5,000 円**加算します。

※5 他社にて確認申請または中間検査を行い、当社で中間検査または完了検査を受ける場合、各検査の手数料に床面積の合計が100 m²以下は**9,000 円**、100 m²超200 m²以下は**12,000 円**、200 m²超は**16,000 円**加算します。(中間検査で加算した場合、完了検査の加算はありません。)

※6 床面積が増加する計画変更確認申請手数料は、その床面積の金額とします。

※7 構造計算書を添付した建築物の場合に適用します。

※8 構造計算がある場合で、確認申請時でなく、中間検査時に構造計算を提出した場合の手数料です。

※9 性能評価同時申請の場合の確認申請手数料は、基本料金を半額にします。

※10 省エネ適合判定対象建築物の完了検査手数料は、上表に**22,000 円**加算します。また、軽微な変更がある場合の完了検査手数料は、上表に**28,000 円**加算します。